

—子どもたちにきれいな土と水と空気を手渡し、いのちとくらしを守るために—



きれいな 土と水と空気

第9号

● 2007年4月発行

◆ 編集・発行所

埼玉西部  土と水と空気をまもる会

発行人;事務局代表・前田 俊宣

〒359-0041 埼玉県所沢市中新井 5-1-3-201

TEL:04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL <http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水と空気をまもる会」

石坂産業許可処分取消訴訟 新明ごみ山火災損害賠償請求訴一部勝訴!

2007年度総会のお誘い

これまで取り組んできた裁判のうち、石坂産業許可処分取消訴訟1審判決、新明ごみ山火災損害賠償請求訴訟控訴審判決が相次いで言渡されました。結果は嬉しいことに、どちらも原告側一部勝訴!今回の総会は、この画期的判決の報告を弁護団からしてもらおうと共に、今後の取り組みについて、話し合います。ぜひ、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時 4月28日(土)15時~

場所 新所沢コミュニティーセンター

議事

- 1、1年間の活動報告
- 2、各裁判報告

石坂産業(株) 産業廃棄物処分業許可取消訴訟報告(釜井弁護士)

新明ゴミ山火災損害賠償請求訴訟報告(鍛冶弁護士)

クリーンサービス(株) 操業差止め訴訟報告(近藤弁護士)

弁護団・原告よりコメント

- 3、環境調査報告
- 4、会計報告
- 5、2007年度活動方針
- 6、各地からの報告
- 7、質疑、意見交換

総会終了後、懇親会も予定しています。皆様のご参加をお待ちしています。

石坂産業(株)更新・ 変更許可取消行政訴訟…一部勝訴!



森 斌

2007年2月7日、私たちがこれまで5年をかけて取り組んできた、くぬぎ山最大手の産廃処理事業者「石坂産業(株)」の産業廃棄物処分業許可の取消を求める訴訟の判決が言渡されました。結果は、嬉しいことに、原告側一部勝訴。埼玉県の不十分な審査について、「客観性に乏しい」と指摘し、1施設を違法と認定、その施設を用いての処分業許可の取消を命ずるものでした。

すばらしい活躍をしてくれた弁護団を初め、支援を続けてくださった皆様方に深く感謝しております。判決の内容の詳細は以下の通りです。

★2002年、変更許可取消請求事件・・・原告側一部勝訴

<判決>

施設から半径3km内の住民に原告適格を認め、廃プラスチック破碎・減容施設については許可を得ていない違法な施設であり、その施設を用いた産廃処分業許可は取り消せ。その他の6施設については違法であるとまでは認められない。

<判断の理由>

●廃プラスチックの破碎・減容施設は破碎施設に該当する。

- その処理能力について、廃プラスチック単独での処理能力評価を怠っている。
- 施設処理能力は、許可が必要な5tを超えると評価できる。

以上、全て原告側の主張を採用し、行政の審査過程に踏み込み違法な施設と断定。

<原告適格について>

- 石坂産業直近の畑での被害状況。
- 破碎施設からは鉛などを含む粉塵の飛散が認められる。

石坂産業の行った施設設置のための環境影響調査の範囲、半径3km以内の原告に原告適格を認める。(3km以上については、原告適格は認めない)

<おそれ条項(欠格要件)について>

- 操業時間外の操業、許可を受けていない廃プラスチックの焼却等数々の違法な行為が認められるが、焼却は既に停止し今後その違法が重ねられる恐れはない。
- その他の違法については、指摘後は正するなど認められる。

以上からおそれ条項に該当するとまではいえない。

<訴訟費用について>

原告が2/3、被告が1/3の割合で負担
私達は様々な調査や分析の結果を示しながら、破碎による原告の被害・埼玉

県の許可審査のずさんさを訴え続けてきました。裁判所はこれらを評価し、一部ではあるものの違法とした判決で、誠実かつ勇気ある判断が示されたと弁護士・事務局では高く評価しています。

しかも、半径3km以内の原告に、破砕による鉛などの粉塵被害の可能性を認め、原告適格を認めました。これまで、破砕施設について原告適格を認めた例はなく、画期的なことといえます。

なお、埼玉県が被告敗訴部分について、東京高裁に控訴したため、私達も附帯控訴（被告勝訴部分も含めて原告が控訴）することとなりました。引き続き皆様のご支援をお願いします。

また、同時に言渡された、焼却の更新許可取消請求事件は焼却炉が既に廃炉となったこともあり、原告側の請求は認められませんでした。

<判断の理由>

●焼却施設を無許可で変更したが、平成九年にみなし許可を受けた時点で問題が消滅。

●溶融施設についても許可を要するのに許可を得ていない違法な施設であったが、既に廃止された。

●施設無許可変更・処理能力評価等については、著しく不合理とはいえない。

以上から原告側の請求を全て退ける。

★判決に際して、皆様から暖かいメッセージをいただきました。ありがとうございます。

先ずはおめでとうございます。最近の

私の大学の役目と体調の不良などありましてどの程度お役に立てたかわかりませんが、少しでも貢献出来たとしましたら幸いに存じます。

(久野勝治さん 東京農工大学)

原告適格の件、および一部取消について、おめでとうございます。

また、詳しいお話を伺わせてください。取り急ぎ。

皆様にも、おめでとうとおっしゃってください。(磯野弥生さん 東京経済大学)

詳細なご報告ありがとうございます。最近の裁判判決の中にはひどいものもありますが、処分場建設差し止め訴訟判決にしても概ね前向きな判決が出ていますね。今回の判決も評価できるものとのこと、ぜひ全国の同じような問題を抱えている地域の住民にとって励みになると思いますので、詳しい判決文やその評価解説などが出てきましたらよろしく願いします。

全面勝利まではまだまだかもしれませんが、長年の闘いが報われましたね。ご苦労様でした。報告集会等の日程が決まりましたらお知らせください。

(藤原寿和さん)

その後ご無沙汰致しております。

昨日は裁判所には行けませんでした。判決情報有り難うございました。

みなさまの注いだエネルギーから見れば十分な判決内容であるはずはありませんが、問題の実体と本質を明るみに出した点では評価できるのでしょうか。

見学した学生にもこのニュースを知らせて上げます。

それではまた。

(大江 宏さん 亜細亜大学)

まったく嬉しい
原告の皆さん 弁護士のみなさんと共に
喜びでいっぱいです。
(伊藤千秋さん こぶし町)

★石坂産業（株） 開発区域・設備拡張問題

以前より報告しておりました2005年4月に石坂産業（株）より出された設備の新規拡張計画は2006年11月24日埼玉県から許可が出されました。

<内 容>

設備：890t/日→1135t/日（所沢市の東西2ヶ所のクリーンセンターの処理能力は合計466t/日）。新規許可対象設備4基、許可対象外設備4基で中間処理する機械は合計13台。設備は全て建物の中に入れる。

区域：11,409m²→25,016m²

現在2000枚近くになる申請書を検討していますが、問題はかなりありそうです。

新明ごみ山火災損害賠償請求訴訟控訴審判決

一原告側逆転勝訴！新明に対して、原告らに2600万円余りを支払うよう命ずる判決！一

北浦恵美

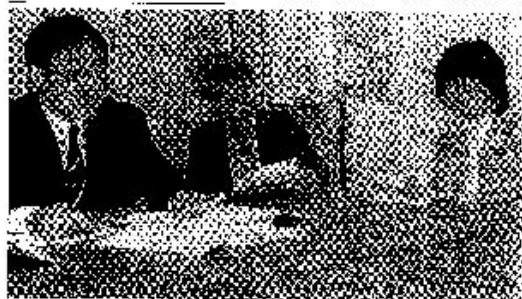
2007年3月9日、新明ごみ山火災損害賠償請求訴訟控訴審判決が東京高裁法廷にて言渡されました。結果は、1審の原告側全面敗訴をくつがえし、本件火災についての(株)新明（ごみ山を積み上げた産廃業者）の責任を認め、(株)新明に対し、原告らに、総額約2600万円余の支払いを命ずる、というものでした。一方、その余の新明の金社長個人や埼玉県、排出者らに対する原告らの請求は認められませんでした。

「くぬぎ山」処分場
許可取り消し訴訟

1施設を取り消し

地裁判決「要件欠き違法」

新明ごみ山処分場の許可を取り消す判決が、東京地裁から出された。原告側が勝訴した。被告側は控訴したが、控訴審でも原告側が勝訴した。原告側は、被告側が、処分場の許可を取り消す判決を出した。被告側は、控訴審でも原告側が勝訴した。原告側は、被告側が、処分場の許可を取り消す判決を出した。被告側は、控訴審でも原告側が勝訴した。



和出会館する原告代表の井上「万吉」さん（左）と、
控訴審弁護士（右）ら

＜判決の内容＞

●新明の責任について

「ごみ山があるというそれだけで、何らかの原因で出火すると認めることは困難であるといわざるを得ない」、としたものの、「燃焼しやすい廃プラスチック類を本件工場に近接して積み上げた状況からすれば、一旦ごみ山から出火し、燃え上がれば、消火することが困難となり、延焼する危険性が極めて高く、その危険性を生じさせたのは新明自身である。新明は、火災発生の場合に備え、延焼を防止し、周辺住民の生命・身体、財産等に損害を与えることを防止する義務を負担しており、同義務に違反した場合には、延焼によって発生した損害を賠償する責任がある」として、新明の責任を厳しく指摘。総額 2600 万円余りを支払うよう命じた。

●新明社長金氏の責任について

同様に新明社長、金氏については、本件処理場に 2, 3 度しか訪れず、危険性が極めて高い状況を従業員に任せ切りにしており、代表取締役としての任務懈怠もはなはだしく、その職務を行うにつき重大な過失があったと認めたと、金氏は破産宣告を受けているため、賠償請求について、免責されるとした。

●埼玉県責任について

一方、埼玉県の責任については、「廃棄物処理法は、火災の発生及びその延焼を防止することを目的とするものではない」こと、「火災の発生及びその延焼によって生じる損害については、本来、火災の発生、延焼につき責任のある者が賠償の義務を負うものであること」に加え、県が行政指導を頻繁に行っていた事などを総合考慮すると、改善命令、措

置命令等の権限不行使について、違法の評価を受けるものではないとした。

●排出者の責任について

同様に、排出者の責任についても、「本件処理場の管理権限もない排出事業者らに、ごみ山から出火した場合に備えて防火設備等を設置する義務があるとは認め難い」とした上で、原告らの主張する、「排出者の自己処理責任の原則、委託基準及びマニフェスト制度の不遵守は、廃棄物処理法上の義務違反となることがあるとしても、直ちに不法行為として評価し得るものではない」、として、認めなかった。

判決は以上の通りでしたが、本判決は、火災の原因がなんであろうと、ごみ山化させた産廃処理業者にはごみ山延焼防止の責任があり、周辺の住民へ被害を与えれば、損害を賠償する責任があることを認めた点で、意義のあるものといえ、全国のごみ山の危険な状態に対する警告となりうるものと考えます。

ただ、新明は、休業状態、2600 万円賠償の判決は出たものの、回収は難しいという現実もあります。

しかし、原告の本間さんたちは、新明に賠償責任があることを認められたことを喜ばれていました。

●原告側敗訴部分につき、最高裁へ上告！

しかし、埼玉県の責任について、効果のない指導を頻繁に行っても、意味がない、という現状を全く認識しておらず、この点について、県の指導体制を是認するような内容であり、大変問題であると考えています。

このため、原告の本間さん、弁護士、事務局で話し合った結果、控訴審で原告側の主張が認められなかった部分について、最高裁に上告することとなりました。

新明社長金氏、埼玉県、排出事業者についての控訴審判決（原告敗訴部分）を破棄し、最高裁の判断を求めることとなります。本訴訟においての意義は、県、及び排出事業者の法的責任を問うことにある、という初心に戻り、上告に取り組みたいと思います。

皆様の引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

●原告の本間一孝さんより

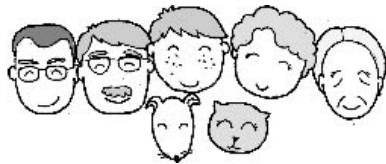
今回の高裁判決で逆転勝訴となりました。ご支援頂いたまもる会や、弁護士を引き受けて下さった先生方に感謝の気持ちでいっぱいです。本当に有難うございました。

さいたま地裁の理不尽な判決から今回の勝訴に至るまで複雑な思いがありました。新明の無責任で悪質な仕事によって生活の全てを奪われた怒りや、こちらの主張をまったく理解せず「放火の可能性もある」とした地裁判決への悔しさで、この約2年間は精神的な苦痛の日々でしたが、それでも生きていくには過去に囚われず、新しい仕事で家族を守らないといけない。

今を生きながら過去と戦う日々は、想像していたものより辛く厳しいものでしたが、多くの励ましの声や、まもる会の支援により乗り越えられたのだと感じています。

まだ最高裁での戦いが残っていますが、私も会の活動を通じて同じように苦しんでいる人達の手助けが出来ればと思っています。最後に、皆様には多くのご支援

を頂きまして本当に救われました。有難うございました。



●「新明裁判を傍聴して」

細田直孝

さいたま地裁における新明第一審の判決は、裁判長の良識を疑わせる的外れで最低のものでしたが、控訴審の判決はそれより一歩前進しものであるのは確かでしょう。しかし、この控訴審判決においても、延焼防止の義務を怠ったという理由で新明の賠償責任を認めるとするのは、問題の追及を回避した判決と言わざるを得ません。ごみ山から火災が発生して被害が生じたことが問題なのであり、その原因が放置されていたごみ山にあるのは明らかです。ごみ山がなければ火災は発生しないのですから。そして、ごみ山が長期間放置されていたのは県行政の大きな手落ちであり、県の責任も問われてしかるべき裁判であったはずですが、判決文では、県の監督権限の不行使は「違法とまでは言えない」という曖昧な表現でお茶を濁したにとどまり、県行政への踏み込んだ判断を棚上げした及び腰の内容になっています。こうした司法の行政寄りの姿勢をただす意味においても、上告を積極的に支持します。

エム・クリーン

森 斌

狭山市水野の(有)エム・クリーンという産廃業者から、パイオニアの北の所沢新町に「チップ堆肥置場(合計405m³)」を設置するという申請が出され、所沢新町、花園を中心に反対運動が起きていました。

06.11.18 第3回説明会
06.12.23 エム・クリーン対策協議会総会
06.12.25 エム・クリーンと協定締結

堆肥は有価物であるという埼玉県
の姿勢が変わらず、設置に必要な手続きは
全て済んでしまっていることから、「これ
以上、反対しても許可は下りてしまうた
め、設置を止めさせることは不可能であ
り、環境協定を結ぶしかない。」という
提案が出され、総会で承認されました。
協定は締結されたので、今後は協定事
項を監視していきます。

既に工事は殆んど完成しています。
なお、この付近ではパイオニア・岡野運
送が撤退し、跡地は高層マンションなど
が計画されています。

基準値の 27 倍の鉛を検出 埼玉県“彩の国資源循環工場”

北浦恵美

寄居町にある、「彩の国資源循環工
場」、埼玉県宮最終処分場の跡地利用と
して、埼玉県が管理者となり、公共関与
による総合的資源循環モデル施設として
2005 年より約9つの民間廃棄物関連工
場が操業を開始している。昨年8月、こ
のうちのオリックス資源循環(株)のガス化
溶融炉施設から基準値の27倍の鉛が流
出したという大変な問題が起こった。し
かも、この問題が公となったのは、今年
1月に東京新聞が一面で取り上げてから。
住民との協定による、徹底した「情報公
開」をうたったこの施設群管理者である
埼玉県は、それまでこの基準超過につ
いて、一部の住民にしか伝えず、記者発表
も行わず、というなんともお粗末すぎる
対応だった。

●鉛流出問題の経緯

工場施設一帯の雨水溝が集まる、最
終排水口のサンプルから、環境基準「鉛
0.01mg/l 以下」の27倍にあたる0.27mg/
lの鉛が昨年8月に検出。この排水口
から、敷地内の貯水池へ流された水は、
最終的に塩沢川→荒川へ流される。

県によると、排水口の基準超過が分
かった時点で、各社工場敷地内の雨水を
調査し、その結果、オリックス資源循環
工場敷地内の雨水最終柵の雨水に、基
準値の34倍にあたる0.34mg/lの鉛が
含まれていることが判明したという。

鉛の発生源となったオリックス資源循
環工場は、ガス化溶融炉による100%
再資源化!を行うとして廃棄物の処理を
行っている。同工場は、その原因として、
以下を挙げているという。

1. 高温の溶融スラグを冷やす水の流出
2. 熱交換機のプレートを高圧洗浄する
洗浄水の流出
3. 酸洗浄塔充填材の交換作業中、付着
物が飛散

などであり、高温処理に伴う、重金属
の濃縮が当然予想される施設であるの
に、その対策がまったく不十分であった
ことが示されている。この問題の発覚後、
改善措置がとられ、現在は基準値内に
収まっている、というが、継続的な監視
が必要なのはいうまでもない。さらには、
それだけ高濃度の鉛が濃縮されたスラグ
が「資源」とされるというのだから、問
題は深刻だ。

最も問題なのは、この情報が即時公
表されず、住民と県と事業者との協定に
よる、事故時の緊急停止や情報の徹底

公開などが全く実施されなかったことだ。

さらに、その後の調査では、集積排水口からダイオキシンも基準を超過して検出された。しかし、原因は不明、とされ、対策はとられていない。地元住民が県に対して対策を求める場で、県担当者が、最終処分場でもあった土地だから、などと、言葉を濁す場面もあり、このままうやむやになってしまうのでは?という疑問がある。

埼玉県が関わる、この工場群、次期5カ年計画では、2期事業として、さらに、廃棄物処理場群を誘致しようという計画もたてられているという。埼玉県にはこれだけのリスクを管理しきれない能力のないことが露呈した今回の鉛流出事件、埼玉県全体の問題として今後も注視が必要と考えている。

まず、第1歩として、地元の方々が、提案した、彩の国資源循環工場についての埼玉県議候補者アンケートに協力し、全県の県議候補にこの問題に関するアンケートを県内外の環境団体と協力して行いました。

結果は当会 HP

<http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/2007koukaisitumon.htm> にも記載されています。



バザーのお知らせ

日にち 5月13日(日)

場所 生活クラブ生活館(予定)

*美原町3丁目バス停前

時間 10時~15時



今年も恒例の母の日バザーを開催致します!

手作りお菓子やお花のブーケ、母の日のプレゼントを見に来てください。

献品募集中!

(連絡先 北浦

04-2943-7578)

編集後記

前田 妙子

当初の予定では、昨年12月には石坂、新明とも判決が出揃うはずでした。

ところが、どちらも延期。

12月の裁判報告集会では、判決をお知らせできませんでした。

2月の石坂、3月の新明勝訴は一部分であったけれど、裁判をやってよかった、と思いました。

広報に原稿をお寄せいただきありがとうございました。

今後もできるだけたくさんの方々の声を紙面に反映させていきたいと考えています。どうぞよろしくお祈りします。